

市では、借金問題の解決のための積極的な支援を行っています。  
 相談業務を担当する部署などが連携しながら、債務者の多重債務状態を解消し、生活再建を進めていきます。  
 多重債務の悪循環に陥らないためにも、早めの相談が肝心です。

農水商工観光課商工労政係 ☎ 1156

行って！  
 話して！  
 楽になる！

# 「借金問題」 一人ですら 悩まず 相談を

## 多重債務とは

借金の返済や利息の支払いのために、また新たに借金を繰り返し、気が付くと多数の金融業者と多額の借金を抱えてしまった。

こんな状態を「多重債務」といいます。

## 多重債務に陥ってしまったら……

とにかく早めに解決する必要がある。

借金問題を抱えている人の多くは、一人で悩んでいます。一人で悩まずに、必ず相談してください。

## 解決の道は、きつと見つけられます！

借金のために借金を重ねても一時しのぎにしかならず、解決にはなりません。借金問題の解決に向けて、

## 専門家に相談したいが費用が心配……

いくつもの債務整理の方法があります。(表参照)

司法書士や弁護士の援助が必要なのに、経済的な理由で依頼できない。そんな人のために、法律相談や裁判手続の費用などを立て替える「民事法律扶助制度」があります。一定の収入基準以下であるなど条件がありますが、まずは相談してください。



## 多重債務の解決に向けて「債務の整理4つの方法」

裁判所を利用しない	裁判所を利用する		
【任意整理】	【特定調停】	【個人再生】	【自己破産】
利息制限法に基づいて債務を計算し直し、借金の減額・分割返済・将来利息のカットなど支払条件を交渉する方法です。返済し過ぎたお金を取り戻すこと（過払金請求）も可能です。	簡易裁判所の調停委員が交渉する任意整理方法で、自ら手続きをすることで費用をあまりかけずに借金の減額や将来利息のカットができますが、過払金請求はできません。	住宅ローンがあり、住宅を手放さずに生活を再建する方法です。簡易裁判所に申し立てし、借金の一部（最低100万円）を原則3年で返済することを条件に、残りの借金が免除されます。	裁判所に申し立てし、借金が支払えないことを宣告してもらう方法です。免責決定を受ければ借金はすべてなくなりますが、ギャンブルなど浪費の借金は免責されない場合があります。
【弁護士や司法書士に相談】	【自分で手続きできます】	【弁護士や司法書士に相談】	
話し合いによって解決する方法		裁判所の決定によって解決する方法	

## 貸金業者の督促・取り立てを止める方法

多重債務者が債務整理を依頼し、弁護士や司法書士が受任（介入）通知を出せば、貸金業者の過酷な督促・取り立ては止まります。

それでも、執拗に暴力的・脅迫的な取り立てを繰り返す貸金業者には、裁判所に対し仮処分申請ができますし、損害賠償請求訴訟を起こすこともできます。

また、状況によっては刑事告発することや、業務停止や登録取り消しを監督官庁に申し立てることもできます。

## 多重債務無料相談会を開催します

市では、県と共同で、多重債務に陥っているかたの債務整理や生活再建のため、弁護士や司法書士による無料相談会を開催します。

相談に関する個人情報には秘密厳守で取り扱いますので、この機会に、ぜひご相談ください。

- とき 3月19日(水) 午後5時～9時
- ところ 市民文化会館4階・第3小会議室
- 対応 弁護士・司法書士
- 募集人数 16人
- 申込期限 3月14日(金)
- 申込先 農水工商観光課  
商工労政係

※相談をご希望のかたはあらかじめ予約をお願いします。

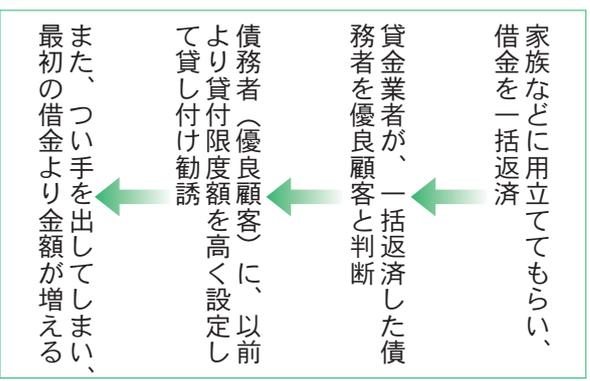


## 家族の借金救出

身近な人が借金の返済に困っていることを知り、何とか手助けをしようと、家族が代わりに返済することがあります。果たして、これで無事借金地獄から抜け出せるのでしょうか。



言わざるを得ません。家族が代わりに一括返済した場合、再びより大きな借金を作ってしまうケースが後を絶ちません。なぜでしょうか。そこには、こんな仕掛けがあります。



これではいつまでたっても終わりません。借金と縁を切るには、債務整理という法的な方法が一番です。債務整理した場合、一定期間、金融機関から融資を受けることができなくなります。借金の連鎖を断ち切るために、必要な冷却期間です。

債務者の更生を望むなら、借金を肩代わりする前に、本人でも、家族でも構いません。必ず相談してください。

## 「グレーゾーン金利」を知っていますか？

を知らずしていませんか？

利息について定めている法律には、「出資法」と「利息制限法」の2つがあり、それぞれ異なった上限金利が定められています。このため、「利息制限法」に違反していても「出資法」に違反しない金利、いわゆる「グレーゾーン金利」が発生しています。

大手消費者金融などは、このグレーゾーン金利(約29%)で貸し付けを行っている場合が多く、多重債務の解決をするときは、弁護士、司法書士、特定調停の調停委員が、借金を「利息制限法」に基づく利息(15%〜20%)で計算し直すため、その差(約10%)が

圧縮されます。任意整理や特定調停により「借金が減額できる」「払い過ぎたお金が戻ってくる」可能性があるのは、このためです。深刻化する多重債務問題に対処するため、2006年12月に「新貸金業法(貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法)」が成立し、公布されました。今後2009年12月をめどに、グレーゾーン金利(貸金業規制法四十三条のみなし弁済規定)の廃止をはじめ、参入規制、過剰貸付規制などが大幅に強化されることとなります。

